

2010年3月11日  
みずほコーポレート銀行

国内送金上限金額をTWD50Mに変更

財金資訊会社の公告(註)により、金融情報システムを順調に運営し、金融機構により便利に資金を調達するため、本日より、台湾国内送金の取引毎の送金金額上限額について、現状のTWD20MからTWD50Mに変更致します。

(註) 財金資訊会社の公告

発行日：西元2010年3月11日

公告番号：金訊業字第0990000574号

以上